



川越

—No. 405—

4月25日

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492)24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 瀧二 ■編集 企画財政部企画課



そこで市と警察では、三十一の 月三日に交通事故防止緊急対策推
関係機関・団体の協力を得て、四 進会議を設置し、五月一日から六

これまで広報川越でもたびたび掲載してきたことですが、川越市内の交通事故に
よる死者は、本年に入り急激に増加し、四月十日現在で七人(昨年同期〇人)という
異常事態になっています。
このため川越市は、草加市・深谷市とともに、五・六月の二カ月間、県および県
警本部から交通事故防止最重点地域として指定されました。

深刻さ増す交通戦争 川越市も異常事態に 遂に事故防止最重点地域の指定

月三十日までの二カ月間、市民総
ぐるみで事故防止のための緊急対
策を推進し、事故の大幅減少を図
ることにしました。

三十一団体で 推進会議を構成

推進会議の構成機関・団体は次
のとおりです。

- 川越市 ○川越警察署 ○埼玉
県警察本部 ○埼玉県 ○川越市
教育委員会 ○大宮国道工事事務
所 ○県土木事務所 ○川越交通
安全協会 ○川越市交通指導員会
○川越市交通安全母の会 ○PT
A連合会 ○幼稚園協会 ○自治
連合会 ○ロータリークラブ ○南
ロータリークラブ ○ライオンズ
クラブ ○青年会議所 ○商工会
議所 ○商店街連合会 ○公民館
連絡協議会 ○老人クラブ連合会
○子供会育成会 ○交通安全協力
友の会 ○旅客自動車協会西部地
区川越ブロック ○川越トラック

51年3月末日現在の
市内での交通事故状況

区別	人身事故			物件 事故
	件数	死者	傷者	
51年	177	7	227	379
50年	184	0	247	268
増減数	-7	+7	-20	+111
前年比(%)	96.2	—	91.9	141.4

重点目標

- ◎これらの機関・団体では、
◎ゆつくり走ろう運動の推進
◎正しい歩行と自転車の安全な乗
り方の徹底
- ◎歩行者、特に子供と年寄りの事
故防止の徹底

市民の尊い命をこれ以上失わな
いために、そして、安心して生活
できる住みよい環境をつくるため
に、この運動が実り多いものにな
るよう、ぜひ皆さんのご協力をお
願いします。

主な内容

- 深刻さ増す交通戦争・川越市も異常事態に、人口のうごき …… 1 P
- 海の家・7月から9月まで3ヵ月間開設、投票は自由意志で、下
水道処理区域の拡大、戸籍の謄抄本・5月から1通200円にほか …… 2～3 P
- 年金担保貸付、20歳から障害福祉年金、国保・被保険者の異動届
行楽期の火災予防、差別解消はみんなの手でその①ほか …… 4～5 P
- 写真ニュース、まちのひろば、交流コーナー …… 6～7 P
- 差し押え物件の公売、東海自然歩道のバスハイク、お済みですか
狂犬病予防注射と登録、話し方教室、ゴミ代替収集ほか …… 8～9 P
- ぼくらの作文、市民会館5月の主な催しもの、図書館だよりほか …… 10 P



※緊急対策推
進計画の具
体的な内容
は、次号(五
月十日号)で
お知らせし
ます。

人口のうごき 4月1日現在

人口	226,041人
(前年同期)	217,812人
男	114,220人
女	111,821人
前月比	468人増
世帯数	65,812世帯
出生	387人
死亡	100人
転入	2,391人
転出	2,210人



7月から9月まで3ヵ月間開設

7月の利用は抽せんで決定



総武本線横芝駅下車、殿下海岸行きバスで殿下海岸停留所下車

施設の概要

市が昨年の夏、千葉県九十九里浜に開設した川越市海の家は、市民の皆さんから大変好評をいただき、利用希望者が殺到したため、ご希望にそえなかった向きもありましたので、今年期間は一ヵ月延長し、七月一日から九月三十日までの三ヵ月間開設することにしました。

第一回申し込みは往復ハガキで

受付：往復ハガキに、左の記載要領のとおり必要事項を記載し、六月一日から五日（当日消印有効）までの間に、市役所青少年課（元町一三二一、二三五〇）あて郵送。ただし、窓口備え付けの用紙を使用して直接申し込みも可。

往復ハガキ(往信)の記載要領

海の家 第 回受付申込書

- 利用希望日 月 日～月 日まで
- 利用の形態 休憩、一泊、二泊の別
- 利用人員 男 名 女 名
- 希望部屋数 1室、2室の別
- 申込者住所
- 代表者氏名
- 連絡先電話

※7月利用は第1回、8月利用は第2回と記入。
※部屋数は、やむを得ない場合に限り2部屋まで。休憩は1室に限る。
※返信用ハガキには、必ず住所氏名を記入のこと。



二泊が限度

使用期間および時間
使用できる期間は三日間(二泊)までです。時間は、宿泊の場合午前十一時三十分から翌日の午前十一時までとし、休憩の場合午前十一時三十分から午後五時までです。

海の家の使用料(円)

区分	宿	泊	休	憩
	大人	小人	大人	小人
料金	600	400	300	200
区分	朝食	昼食	夕食	計
	食費	250	250	500
	食費	250	250	500
	食費	250	250	500

※小人とは中学生以下
※満3才未満は使用料無料

なお、取り消しの場合でも、一度払い込んだ料金は原則として返還しません。

選挙をきれいにするために

選挙をきれいにするには、お金や物、あるいは義理人情に惑わされないことが大切です。候補者はもちろん、私たち有権者も皆ルールを守って、貴重な一票を汚さないきれいな選挙を推進しましょう。

市長・議員などの寄付行為は禁止

政治家や候補者は、選挙に関係あるなにかかわらず、選挙区内の人に寄付をすることは禁止されています。また、有権者も、政治家や候補者にこのような寄付をねだることはできません。法で禁止されている寄付行為とは、次のようなことです。

- 開店祝いや落成式・起工式などのときに、花輪を贈ること。
- 出産・入学・卒業・就職などのお祝いに、お金や品物を贈ること。
- 結婚式のときに、お祝いのお金や品物を贈ること。
- 旅行する人にせん別を贈ること。
- 葬式の際、香典や花輪・供物などを贈ること。
- 町内会や老人会などの集まりにお金を寄付したり、食事や酒を届けること。
- 町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物を差し入れたり、バス代などの費用を負担すること。
- 選挙区からの陳情者などに、食事や飲物を出したり、土産などをあげること。

今年行われる知事選と衆院選

今年、県知事選挙と衆議院議員選挙が行われます。

岸町一丁目などで下水道が供用開始に

四月十二日、次のところが公共下水道供用開始区域として告示され、水洗化が可能になりました。

- 岸町一丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町二丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町三丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町四丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町五丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町六丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町七丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町八丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町九丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町十丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町十一丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町十二丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町十三丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町十四丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地
- 岸町十五丁目一～一五番地、一六番地、一七番地、一八番地、一九番地

五月から一通二百円に

五月一日から、戸籍の謄・抄本など戸籍関係の手数料が改定されることになりました。

- 戸籍の謄・抄本：一通 二百円
- 除籍簿の謄・抄本：一通 三百円
- 戸籍の記載事項証明：証明事項一件 百円
- 除籍簿の記載事項証明：証明事項一件 二百円
- 受理証明書：一通 百円
- 上質紙使用の婚姻届等の受理証明書：一通 八百円

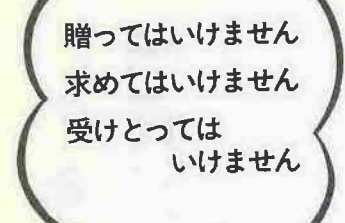
水洗化されたトイレ



水道の新設または改造工事をするときは、設計審査手数料、材料検査手数料、しゅん工検査手数料がかかります。またこのほかに、新設の場合と改造のうち水道メーター

水の大切に

おわび



贈ってはいけません 求めてはいけません 受けとっては いけません

五月から一通二百円に

戸籍の謄・抄本

おわび

国民年金 厚生年金の年金担保貸付始まる

融資額は十萬〜七十万円

国民年金等の受給者は、年金受給権を担保として融資を受けることができます。この制度は年金積立金の還元融資事業の一つとして行われるもので、今年度の実施計画が次の通り決まりました。

貸付要綱

- ▽貸付を利用できる人：国民年金（福祉年金を除く）、厚生年金、船員保険の受給権者
- ▽貸付金額：支払年金額の一年半相当額以内。ただし、十万円より七十万円までとし、貸付単位は一万円とします。
- ▽貸付利率：年八・〇%
- ▽償還方法：年金の支払金を充当します。
- ▽保証人：連帯保証人が一人以上必要です。
- ▽申し込み方法：都市銀行、地方銀行、相互銀行、信託銀行および信用金庫にある

51年度申込受付期間

区分	期日	申込受付期間	貸付期日
国民年金		51.5.1～51.5.15	51.6.28
老齢、通算老齢の各年金 (社会保険庁支給分)		51.8.2～51.8.14 51.10.1～51.10.15 52.2.1～52.2.15	51.9.29 51.11.27 52.3.28
国民年金 障害、母子、準母子 遺児、寡婦の各年金 (社会保険事務所支給分)		51.5.1～51.5.15 51.8.2～51.8.14 51.11.1～51.11.15 52.2.1～52.2.15	51.6.28 51.9.29 51.12.22 52.3.28
厚生年金及び船員保険		51.7.1～51.7.15 51.10.1～51.10.15 52.1.4～52.1.14	51.8.27 51.11.27 52.2.28

二十歳からは 障害福祉年金が

二十歳になる前の病気やけががもとで障害者になった人、あるいは先天性の心身障害者には、二十歳から障害福祉年金が支給されます。

福祉年金

あなたが現在受給している老齢福祉年金は、五期の支払いで終わりになり、新たに五十一年度の裁定が必要となります。これは、福祉年金を受けている方の所得状況を再調査するものです。そこで、今年も下表の日程で提出していただくわけですが、次の点にご注意ください。

月日	場所	時間
5.24(月)	新宿町公民館	各場所も 午前9.30 午後3.00
5.25(火)	六軒町公民館	
5.26(水)	菅原町公民館	出張所
5.27(木)	川越市役所 保険年金課	
5.28(金)		

まもなく証書の提出期

これらの人は、二十歳になるとそれまで受けていた児童扶養手当や特別児童扶養手当を打ち切られてしまふ上、国民年金の障害年金は、国民年金に加入している期間中(二十歳から)にかかった病気やけががもとで障害者になった場合、未請求の方は、保険年金課年金係へご相談ください。

支給開始の時期

この障害福祉年金は、障害の原因となった病気やけがが、二十歳前にすでに症状が固定しているときは二十歳になった月の翌月から支給され、二十歳を過ぎてからその症状が固定したときは、固定した月の翌月から支給されます。また、支給額は、障害の程度に応じて、次のように決められています。

年金額

▽一級	二十二万六千円(月額一万八千円)
▽二級	十四万四千円(月額一万二千円)

被保険者の異動届は 14日以内に

あなたの家族の中で、次のような方はいませんか。

- ▽転出した。
- ▽転入した。
- ▽職場の健康保険に加入した。
- ▽退職して健康保険がなくなった。
- ▽子どもが生まれた。
- ▽どなたか死亡した。

医療費が改正に

すでに新聞やテレビ、ラジオなどで存じの方も多いと思いますが、本年四月一日から、歯科を除く医療費が改正になりました。これは、去る四十九年十月以来一年半ぶりの改正で、その幅は平均九%です。

届出が遅れると いろいろな支障

国保の被保険者であるかどうかは、この届出があつてはじめてわかります。届出がおそくなりますと、いろいろな面で困ることになります。

- 病気やけがのとき、保険診療が受けられません。
- 保険税をさかのぼって納めるようになりまますので、届出がおくれるほど負担を強く感じます。

埼玉県知事選挙
投票日は
7月4日

行楽期の火災予防 忘れがちな日頃の注意

まもなくゴールデンウィーク、春の行楽シーズンたけなわといつたところですが、この時期はとくに開放的な気分になりやすく、火災予防に対する注意も忘れがちなものです。外出するときや、旅行に出かけるときは、次のようなことに十分注意してください。

- ▽泊るときは、
①宿に到着したらまず従業員に案内させて、非常口、避難階段、避難器具の位置や使い方など、避難の方法を自分で確かめておく。
②荷物はいつでも持ち出せるように、なるべく一カ所にまとめておく。
- ▽火事に停電はつきもの、持参した懐中電灯は枕元に用意しておく。
- ▽もし火事にあつたら、
①火事を知ったら、すぐ大声でまわりの人に知らせる。
②服装にこだわらず、できるだけ早く避難する。
③一度避難したら、絶対に荷物などをとりにもどらない。
④逃げ遅れた人があるときは、早く消防隊に知らせて助けを求めよう。



火の元を確かめて
△お出かけ前は、
△安心して留守にできるよ、火



川越警察移動交番車の巡回日程

巡回時間	巡回地域
9.30~10.30	五ッ又住宅
10.40~11.40	富士ヶ丘住宅
13.30~14.30	藤間南町会(東仲薬局前)
14.40~15.40	藤間南町会(寺尾大橋)
15.50~17.00	桜提団地周辺

移動交番車のご利用を

川越警察署の移動交番車は、下表の日程により定期巡回を行っています。これは、各住宅団地を巡回して犯罪や事故を未然に防止するとともに、落し物、拾い物の届け出の受理、交通・防犯あるいはその他の困りごと、警察に対する要望等について相談に応じています。また、防犯器具のあつせんもしていますので、ご相談ください。

- ### 学校長人事 四月二日付 (カッコ内は前任校)
- △退職
▽中野辰雄(川越小) △小名木陸次(大東西小) △井上良夫(福原中) △野川政之(霞ヶ関中) △内河津(川越商高)
 - △異動・新採用
▽川越小、木村福督(泉小) △泉小、木下義助(教育委員会) △高階北小、戸田昭(川越第一小) △大東西小、鈴木一雄(山田小) △山田小、松本有輔(吉見東第一小) △大塚小、新井一(高階北小) △上戸小、村本信一郎(県教育局) △福原中、矢部操(小手指中) △霞ヶ関中、大河内豊(坂戸中) △川越商高、藤橋忠男(熊谷商高)
 - △転出
▽馬宮中、小暮明美(芳野中) △原市場中、川端清吉(城南中)

はじめに

同和問題を解決する一すなわち部落差別を完全になくすためには、すべての人が、どうして部落差別が生まれ、それがどのような経過をたどってきたのか、また現在の状況はどうなっているのかなどを、よく知らなければなりません。これらのことは、同和問題を正しく認識するための前提条件として、どうしても欠かせないものだからです。

差別解消はみんなの手で

昭和三十年八月、部落解放全国委員会は、「部落解放同盟」と改称され、部落大衆を基盤とする組織に拡大発展しました。部落解放同盟は、解放運動を、単に部落の人々の解放だけではなく、国民の生活と権利を守り、民主主義を推し進める運動の一環として、民主的諸団体と協力しながら活動を展開しました。

桜・春・そして入学

春は桜から入学式へ、足音も高くやって来ました。この4月、上戸小・大塚小の2校が開校し、市内では、4,682人の新入生が入学。4月8日、ピカピカの新しいランドセルが入学式へと登校しました。

一方、霞ヶ関地区笠幡の老人ホームでは、4月12日、お花見。この日ホームには川越市民踊連盟会員が応援にかけつけ、前庭の桜の下で踊るお年寄りたちもうれしそう。



〈霞東小で〉



「ワァーイ、教科書もピカピカだ」
へ上戸小で



老人ホームのお花見



登・下校の足どりも軽く
へ大塚小で

写真ニュース



桜の下で春に酔う
—桜祭り—

3月25日～4月20日は、桜祭り。市内でも各地で桜が満開。ここ喜多院の桜の下でも、連日大勢の市民が歌ったり、踊ったり。やつと来た春に酔いしれました。

うまく焼けたかな？ 魚の串焼き遊び

三月二十九日、伊佐沼畔の公園で、連雀町の子供たち約三十人が、「あそびの学校」で魚の串焼きに舌づつみをうちました。魚をクシに刺してたき火で焼いて食べるこの遊び。うまく焼けたかな？

一足早く空に舞う

かすみっ子のコイのぼり

四月七日、霞ヶ関地区等幡の「学童保育室かすみっ子クラブ」の庭に、一月早いコイのぼりが泳ぎ始めました。これは、先生が用意してくれたシートに、三十一人の仲間がペンキで描いたコイのぼり。みんなの夢をのせたこのコイのぼり、元気一杯泳いでいます。



子供の万作踊り登場

四月十一日、古谷地区下老袋の永川神社で敬老会をかねた春の祭礼が行われ、万作踊り（県指定民俗文化財）が登場。中でも万作踊りの後継者、小学生の踊りにお年寄りは大喜び。

川上監督と 野球をしよう

五月八日(土)の午後、みんなの好きな巨人軍元監督「川上さん」がやって来ます。

これは、川越市少年野球連盟が開く「野球教室」の先生としての来川。午後二時三十分から四時三十分まで、会場は川越小校庭。

この教室には誰でも参加できますし、同連盟では「できるだけ大勢の小学生やチビっ子に来てもらいたい。みんなで川上監督を囲んで勉強しよう」といっています。皆さんお誘い合わせの上、ぜひお出かけください。

なお、雨天の場合は、川越市民体育館で行う予定です。

新たに85人を委嘱 —青少年相談員

四月十一日、市役所の大会議室で、第六期川越市青少年相談員の委嘱式が行われました。

青少年相談員とは、友愛精神を持って青少年に接し、その健全な成長を助けることを目的に、昭和四十年に市が設けた制度。いわば、子供たちの行動的な「お兄さん」「お姉さん」。今回委嘱された相談員は、既に経験のあるベテランから全くの新人まで、計八十五人。いずれも二十歳代の若者ばかり。

まひちろのば



今後の活動が期待されます。

また、この席上で、これまで青少年活動に貢献されてきた利根川久雄さん(二十九歳)、根生雄勝さん(二十九歳)、遠藤 勉さん(三十三歳)の三人に感謝状が贈られました。青少年相談員は二期二年、最高五期までしかその任にあたりませんが、この三人はいずれも八年にもわたり熱心に活動が続けられた方々。今回の感謝状はこの功績に贈られたものです。

ママさん棋士大集合

—女性囲碁入門教室—
南公民館の好評の女性囲碁教室、五年ぶりに新入門生を募集、この七日からスタートしました。

男性的で、しかも奥ゆかしさのある囲碁。これに挑戦しようという女性は多く、今回の募集もたち

敵かなうちに終る

—護国神社例大祭—

花曇りの四月十二日、護国神社例大祭が行われました。永川神社境内にある護国神社は、明治十四年にこの地に建てられ、以来鎮座九十六年。明治の昔から太平洋戦争まで、市内の英霊二千七百六十九柱が祭られていて、「西南の役当時、川越から出征した日にあたる」とされている四月十二日に、毎年祭りが行われています。終戦から満三十周年になるこの春季慰霊祭、当日は遺族や戦友の方など約八百人がつめかけ、市護国神社奉賛会会長加藤市長による慰霊塔献花に始まる式典は、敵かなうちに終りました。

水楢短歌会会員募集

南公民館では、短歌の通信教育(水楢短歌会)を行っています。会員は、現在二十四人、四十～五十歳代の女性を中心、特に初心者の方は大歓迎です。ふるってご参加ください。

方法：一回三首づつ二回(毎月十日と二十日)締め切り(南公民館(新宿町一七七一)へ投稿、これをまとめた歌集をその都度、会員へ郵送。その他、隔月に同公民館で歌会を開催。講師：清水輝行先生

会費：三ヵ月分、千円 ※入会方法をくわしくは、南公民館(☎03-381-0318)へ。

交流コーナー

労働問題でお困りの方は労政事務所へ

労使間の問題や職場のコミュニケーション、賃金、労働時間等、労働に関係する問題でお困りの方は、川越労政事務所(☎44-4221)へお気軽にご相談ください。

保険証書をお確かめください
—川越郵便局—

昭和二十四年五月三十一日より前に入社した、郵便局の簡易生命保険契約は、このほど特別措置がとられることになりました。この特別措置は、古い簡易生命保険契約の保険金額が低い等、

健康相談のご利用を
—川越保健所—



川越保健所(宮元町33-1)では、次の日程により健康相談を行っています。お気軽にご利用ください。
※くわしくは、川越保健所(☎24-0380)へ。

種別	曜日	受付時間	備考
一般健康相談	毎週木曜日	PM:1.00~2.00	
乳児健康相談	毎月第2火曜日	PM:1.00~2.00	4ヵ月未満
	毎月第3火曜日	PM:1.00~2.00	5~7ヵ月
母性健康相談	毎月第1火曜日	PM:1.00~2.00	
	毎月第2・3水曜日	PM:1.00~2.00	
老人健康相談	毎月第2火曜日	PM:1.00~2.00	
	毎月第3水曜日	PM:1.00~2.00	
療育相談	毎月第1火曜日	PM:1.00~2.00	
	毎月第2・3金曜日	PM:1.00~2.00	
優生保護相談	毎月第1火曜日	PM:1.00~2.00	7.11.2月の3回
	毎月第2・3金曜日	PM:1.00~2.00	予約制
成人病センター	毎週月~水曜日	AM:9.00~PM:3.00	
	毎週月~水曜日	AM:9.00~11.00	
水質検査	毎週月~水曜日	AM:9.00~11.00	
	毎週月~水曜日	AM:9.00~11.00	

時代に即さないためこれを整理するあたり、長年にわたって簡易保険にご協力された加入者にお支払いして、この契約を終了させるものです。加入されている方は、次の期間内に市内各郵便局へお申し出ください。

取扱期間
○昭和十六年三月三十一日以前にご加入の契約は昭和五十一年一月一日から三年間
○昭和十六年四月一日から昭和二十四年五月三十一日までにご加入の契約は昭和五十一年七月一日から三年間

持参するもの：保険証書、領収帳、印鑑

※くわしくは、市内各郵便局へ。

おしらせ

河口湖～東海自然歩道のバスハイクにご参加を!
—中央公民館・南公民館—



スポーツそしてハイキングに絶好の季節となりました。そこで、次の要領でバスハイクを行いますので、バス旅行プラスハイキングという春を楽しむ欲張った一日をご家族、お友達で楽しんでみませんか。

期日…5月16日(日)(雨天の場合は船の科学館等見学)

集合…川越駅西口、午前6時30分(雨天の場合は午前7時30分)

出発…午前7時(雨天の場合は午前8時)

帰着…午後6時頃(雨天の場合は午後5時頃)

定員…100人(大人=60人、小人=40人)

参加費…大人(中学生以上)=1,500円、小人(小学生以下)=1,200円

乗り物…観光バス(2台)利用

その他…昼食、雨具等は各自持参。取り消しの場合は、必ず申し込んだ公民館へ早目にご連絡ください。なお、当日の取り消しは、参加費をお返しできませんのでご承知おきください。交通事情により多少帰りの時間が変更になるかもしれません。

コース…川越^①八王子^②中央高速道路^③東海自然歩道^④河口湖^⑤中央高速道路^⑥八王子

スポーツそしてハイキングに絶好の季節となりました。そこで、次の要領でバスハイクを行いますので、バス旅行プラスハイキングという春を楽しむ欲張った一日をご家族、お友達で楽しんでみませんか。

期日…5月6日(木)、午前9時から中央公民館・南公民館で受け付けます。参加費を添えて申し込みください。

※くわしくは、中央公民館(☎22-1394)か南公民館(☎43-0038)へ。

お済みですか
狂犬病予防注射と登録



お宅では、昭和51年度の犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか。まだお済みでない方は、至急最寄りの開業獣医師のところへ狂犬病予防注射を受け、登録を済ませてください。

なお、犬の登録を済ませた方は、昭和51年度の④の標示を必ず門口に貼ってください。犬を飼っている方で、昭和51年度の④の標示をしていない場合は、罰金に処せられますから、ご注意ください。

(訂正)前号(4月10日号)でお知らせしました「餌えなくなった犬の引き取り」で、各出張所(霞ヶ関北出張所は除く)での引き取り

時間は午前9時～11時までです。お詫びして訂正します。

5月の妊婦教室
母と子の幸せを願って

期日…5月10日(月)、17日(月)、24日(月)
午後1時30分～4時

会場…中央公民館

日程…10日=妊娠の生理と保健衛生、受診と諸制度 17日=妊娠婦の栄養、分娩、産じょく 24日=赤ちゃんの扱い方、入浴、家族計画

※あらかじめ電話で、衛生課保健係(☎24-8811、内線256-7)へ。

話し方(基礎コース)教室
あなたの人生を明るく豊かに

人間生活の基本である話し方の原点を学び、話すことに自信をつけ、明るい人間関係、楽しい環境づくりに役立てよう。

期日…5月11日～7月13日までの毎週火曜日、午後6時30分～8時30分

会場…南公民館 **定員**…40人(申込順)

対象…市内在住・在勤の成人

経費…テキスト代、資料代として1,300円

申込…5月1日(土)から南公民館で受け付けます。経費を添えて申し込みください。※くわしくは、南公民館(☎43-0038)へ。

県立富士見青年の家
6月開講講座

アーチェリー教室 6月27日(日)より、隔週日曜日
ぬくたい手造り教室 6月4日(日)より、毎週金曜日
陶芸教室 6月6日(日)より、隔週日曜日
16mm映写初級者講習 6月11日(日)～6月13日(日)

申込…5月1日(土)から 県立富士見青年の家、☎0492-52-3130

3月中の火災と救急出動
〈川越地区消防組合管内〉

一火災		一救急出動		
件数	損害額	交通事故	急患	その他
17件	2,432,000円	273件(67件)	129件	77件
		搬送人員	256人(61人)	123人、72人
51年1月～3月の集計				
件数	92件	件数	815件(200件)	432件、183件
損害額	179,927,000円	搬送人員	770人(202人)	400人、168人

差し押え物件の公売
—徴収課—

徴収課では、次の要領で差し押え物件の公売を行います。公売物件：卓球台、ゴミ焼却機、踏写板、印章ケース、四角、お盆、八五枚、五枚

日時…四月三十日(日)、午後一時～二時三十分

公売方法：一般競争入札
会場：市役所庁舎東側広場(雨天の場合は正面玄関前)

※くわしくは、徴収課徴収係(☎24-1811、内線八五五七)へ。

赤十字募金にご協力を

今年も、五月一日から三十一日までの一カ月間、日本赤十字社の募金運動が全国的に行われます。

五十一年度労働保険の更新をお忘れなく

労働保険(労災保険・雇用保険)の昭和五十一年度の確定保険料と昭和五十一年度の概算保険料の申告・納入手続きの期限が近づきました。

申告書用紙等は、後日送付します。五月十五日(土)までに申告と保険料納付を済ませてください。

※くわしくは、埼玉労働基準局労災補償課(☎0488-1714)へ。

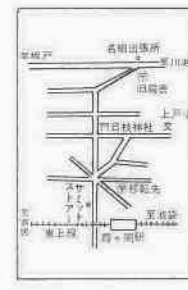
人権相談所

日時：五月十日(月)、午前10時～午後三時

会場：南公民館

内容：家庭、土地、建物、裁判費用等困りごと

※お問い合わせは浦和地方法務局川越支局(☎38-214)へ。



この運動で集められたお金は「災害救護」をはじめとして、看護婦の養成、血液事業の拡充、各種社会福祉事業に使われます。

日本赤十字社の重要性をご理解いただいた、皆さんの暖かいご協力をお願いします。

○新：大字の場(二八四三二二八)○旧：大字鯨井一六三五
なお、電話(☎)一〇一九二は変わります。

名細郵便局が移転
6月から業務開始

○新：大字の場(二八四三二二八)○旧：大字鯨井一六三五
なお、電話(☎)一〇一九二は変わります。



おしらせ

レクリエーション教室
—中央公民館—

行事、催し、集いなどをより楽しく、有意義にするために、実技を中心に学習し、グループ活動に役立ちます。

期日…5月13日～6月17日までの毎週木曜日、午後6時30分～8時30分

定員…40人(申込順) **参加費**…500円

講師…大庭直氏(日本レク協公認指導員)

盆栽教室
—中央公民館—

自然の美しさ、大切さを考え、自然の縮図ともいわれる盆栽の手入れ技術を習得するとともに、自然を愛する心を養う。

期日…5月11日～52年2月8日までの毎月第2火曜日、午後6時30分～8時30分

定員…60人(申込順) **参加費**…500円

講師…戸田藤吉郎氏(初雁盆栽会々長)

山草教室
—中央公民館—

素朴な美しさを持つ山草の栽培技術を習得するとともに、自然に親しみ、自然を愛する

心を養う。

期日…5月8日～8月14日までの毎月第2・4土曜日、午後1時30分～3時30分

定員…60人(申込順) **参加費**…500円

講師…菅野利貞氏(植物研究者)、井上浩氏(特別講師、国立科学博物館、理学博士)

■以上三つの中央公民館の教室とも

会場…中央公民館

申込…5月6日(木)、午前10時から中央公民館で受け付けます。参加費を添えて申し込みください。(電話不可)

※くわしくは、中央公民館(☎22-1394)へ。

中央青年教室
豊かな人間性と仲間づくり

青年の生き方、友情と恋愛、結婚、社会常識等の話し合い、また、ハイキング・ゲームを通して楽しい仲間づくりを行います。

期日…5月12日～52年2月までの毎週水曜日、午後6時30分～8時30分

定員…50人(申込順)

参加費…200円(1ヵ月)

対象…市内在住・在勤の青年男女

会場…中央公民館

申込…4月30日(金)から中央公民館で受け付けます。参加費(前期分=1,000円)を添えて申し込みください。

※くわしくは、中央公民館(☎22-1394)へ。

第4回町内対抗壮年ソフトボール大会

日時…5月30日(日)、6月6日(日)、13日(日)、午前8時30分から

会場…入間大橋運動公園ほか

参加資格…同一自治会に属する満35歳以上の方(20人以内)で編成

競技方法…トーナメント方式、35～39歳=5人以内、40歳以上=4人以上常時出場

競技規則…日本ソフトボール協会規則による

主将会議…5月10日(月)、午後6時から、市役所7階A会議室

申込…4月30日(金)までに、市教委保健体育課へ(必着)

※くわしくは、市教委保健体育課(☎24-8811、内線316)へ。

ゴミ代替収集

5月3日(憲法記念日)⇒翌日の4日
5月5日(子どもの日)⇒翌日の6日

5月3日(月)は憲法記念日、5月5日(水)はこどもの日で、ともに祝日のため、ゴミ収集はお休みします。

5月3日収集予定地区(月・木地区)は、翌日の4日(火)に、5月5日収集予定地区(水・土地区)は、翌日の6日(木)に収集しますので、お間違いないよう、それぞれの集積所へお出しください。

商業統計調査にご協力を

●市内の全商店を対象に5月1日付で行われます。

●調査員が近くお伺いします。ご協力をお願いします。

●企画課統計係(☎24-8811、内線435、436)

商店の数や分布の状態を調べる国の統計調査で、2年ごとにこなされます。

第20回川越市ママさんバレーボール大会

期日 5月16日(日)～5月23日(日)

会場 川越市民体育館ほか

申込 4月30日(日)までに教育委員会保健体育課へ

※くわしくは、保健体育課(☎24-8811内線315、316)へ。

ぼくら の作文

私の母は、ママさんバレーボールに参加しています。この家へ引越して来てから四年たちました。が、ずっと参加しています。だから、チームでも、一番年上です。

母は運動の選手だったせいか、始めたときからキャプテンでも続いています。

練習日は、毎週、金曜日です。

バレーボール 熱烈なママさん

第一小 6年
中島千賀子



私の用事というように、家族の用事で休んでいきます。練習はいつも夜なので、母は、子供だけをおいて出かけるのは心配だといって、父のいない晩は、練習を休みます。また、妹や私のからだの具合の悪い時も、お客さんが見えた時も休みます。自分の用事で休んだことはありません。それに、チームの人の事情もあって、チームをまとめるのは大変だと思えます。部員の数もそう多くはないので、一人でも休むと、他の人にめいわくがかかるという、小さい子供を持つ部員さんの家には時々

母でやります。そして父は、さかなを焼いたり、自分の晩しやくの用意をしたりして、いろいろと母の手伝いをします。妹をお風呂で洗ってやるのも父です。このように、家族全員が協力して、はじめて母がママさんバレーボールを続けることができるのです。少しでも長く続けて、いつまでも若い母でいてほしいと思います。

行き、家の人にお願ひしたりすることもあります。また、練習場の心配も大変です。体育館の借用願いを毎月書いて出しますが、他のチームとかち合ったり、公民館の行事とかち合ったりして、そのたびに、それらの人々と話し合ったり、あちこちへ電話連絡をしたりしなければなりません。けれど、休まず一生けんめいやっていきます。とても熱がはいつています。

母のそういう様子を見てみると、私たち家族も、自然と協力したくなります。

毎週、毎週、練習に出て行けるのは、家族の協力によつてできるのだと思います。特に、父のおうえんです。いつもは、夕方になると、母はそれで夕飯のしたくをししたり、雨戸をしめたり、お風呂のしたくをししたり、洗たく物をたんだり、一人でしますが、金曜日は、雨戸しめやお風呂の用意は、私と妹でやります。そして父は、さかなを焼いたり、自分の晩しやくの用意をしたりして、いろいろと母の手伝いをします。妹をお風呂で洗ってやるのも父です。このように、家族全員が協力して、はじめて母がママさんバレーボールを続けることができるのです。少しでも長く続けて、いつまでも若い母でいてほしいと思います。

初夏を楽しむ 伊豆大島の文学散歩

浜松町駅下車、徒歩五分）
参加費：一万四千元。
定員：八十人。
申込：県立川越図書館（☎44-5602）または市立図書館（☎44-5602）
お気軽にどうぞ

埼玉県YBCでは「伊豆大島の文学と史蹟めぐり」の文学散歩を企画。五月十八日（火）二十日（木）までの二泊三日の旅、皆さんの参加をお待ちしています。



図書館だより

②①〇五五九へ、参加費を添えて直接申し込みください。

東急団地では 図書整理

移動図書館が、下表の日程で巡回します。

利用方法は簡単で、住所・氏名・電話番号を記入するだけで、次の巡回日まで約一カ月間、好きな図書が借りられます。皆さんの近くで開く、町の図書館、どうぞお気軽にご利用ください。



用ください。なお、霞ヶ関東急団地では、近々移動図書館のバスが変更になります。このため、図書の整理を行いますので、現在本を借りている方は、五月十三日（木）に三泊三日にたんお返しになり、改めてご利用ください。＊くわしくは、市立図書館（☎44-5602）へお問い合わせください。

〈移動図書館巡回日程〉

月日	時間	会場
5. 7 (金)	午前 10.00~11.30	南古谷桜堤団地公園
	午後 1.00~2.00	霞ヶ関水久保集会所
	午後 2.20~3.20	大東公民館前
5.13 (木)	午後 1.00~3.00	霞ヶ関東急団地第3公園



「城堡」第五号より

新宿町二丁目 渋谷富美雄
足尾線山かけなれば咲く菊に霜厚く置く駅もすぎゆく
小仙波町二丁目 西山 芳子
砂防ダムはるかに見えて光りおり深く来て知る死の山の貌
六軒町二丁目 横田 のぶ
終の日を思はせて立つ製錬所の煙突見ゆる山の向かふに
六軒町一丁目 柳沢 静江
鉅毒を訴えし人ありしと思ひつつ見る荒れははし山
久保町 田中 操
さなぎだに淋しき秋よ雨の降る葬儀の席に身を固く座す
小仙波町二丁目 北村 久子
新しきセーターを着て出でてゆく丈高き子の頬は少年
大字寺山 高野 長久
寒に入りて風の吹く日の続きつつ吾が外交のきびしくなりぬ
大字山田 酒井 サト
目覚めてふとよるべなき我が身かな生きねばならぬことを思えば
小仙波町二丁目 桜井くに子
赤々と炭火をもやし客を待つ熊手売の人茶わん酒のむ
西小仙波町二丁目 山崎すみ子
苦しめて子は数学の真繰る午前二時にも灯の消えぬ部屋
仲町 宮崎 道子
つたなくも扇をとりとわれ踊るふるさとに建ちし会館にきて

市民会館5月の主な催しもの予定

(4月10日現在、ホールのみ)

曜日	催し	入場方法	開演時間	主催者
1 (土)	ぐるーぶとらいあんぐる発表会	無料	PM: 3.30	松江町1丁目、富岡まさ子 ☎22-0776
2 (日)	藤間流日本舞踊おさらい会	無料	AM:10.30	大字藤間、塚田和子 ☎43-3240(星加)
8 (土)	川越高校古典ギター部定期演奏会	入場券100円	PM: 2.00	同校古典ギター部 ☎22-0224
9 (日)	翠峰会発表会・歌謡ショウ	無料	PM: 0.30	大東プロダクション ☎03-400-8396
16 (日)	上甲康子舞踊研究所研究生発表会	無料	PM: 1.00	同研究所 ☎42-5699(吉村)
19 (火)	セビドフピアノ・コンサート	入場券 会員 1,200円 一般 1,700円	PM: 6.30	関東民音 ☎0488-29-2635
23 (日)	佐多達枝・河内昭利バレエ研究会発表会	無料	PM: 2.00	同研究所 ☎22-5751(位田)
24 (月)	しばたはつみオン・ステージ	会員制 一般 2,300円 高校生 1,900円 中学生 1,000円	PM: 6.30	川越音楽 ☎23-0656
29(土) 30(日)	エホバの証人の巡回大会	無料	AM: 9.30	大字砂、大塚正春 ☎43-7787

- ▷ 主にどなたでも入場できるものを掲載しました。
- ▷ 主催者の都合で、一部変更になる場合もあります。
- ▷ 入場券等の申し込みや問い合わせは、それぞれの主催者あてにお願いします。
- 10月中の市民会館使用申し込みは、5月1日(土)、午前9時からお受けします。くわしくは市民会館（☎22-4678）へ。

昭和三十一年六月十日第三種郵便物認可
月二回（十日、二十五日）発行（一部四回）

として保存しましょう。いつかお役にたつこともあると思います。

発行所 川越市役所
川越市元町一丁目三番地 ☎三三〇〇

市議会第二回定例会から

新年度予算など定まる

交通対策特別委・医療問題特別委を設置

市議会第二回定例会は三月二日午後一時市役所に招集され、市長提案の昭和五十一年度川越市一般会計予算ほか五十三件を審議したほか、交通対策特別委員会、医療問題特別委員会を設置し、さらに決議、意見書を即決するなどして三月二十七日閉会いたしました。

条例

▽川越市職員 定員条例の一部を改正する

▽川越市特別公共施設整備資金積立基金条例を定めることについて、

▽川越市立診療所の使用料のうち寝具使用料の一部を改正したものです。

▽川越市立立学校設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、

▽川越市立立学校及び市立立戸小学校の新設、並びに市立山田中学校の新築に伴い本条例の一部を改正したものです。

▽川越市児童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市特別公共施設整備資金積立基金条例を定めることについて、

川越市立診療所の使用料のうち寝具使用料の一部を改正したものです。

川越市立立学校設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市立立学校及び市立立戸小学校の新設、並びに市立山田中学校の新築に伴い本条例の一部を改正したものです。

川越市児童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市特別公共施設整備資金積立基金条例を定めることについて、

川越市立診療所の使用料のうち寝具使用料の一部を改正したものです。

川越市立立学校設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市立立学校及び市立立戸小学校の新設、並びに市立山田中学校の新築に伴い本条例の一部を改正したものです。

川越市児童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市特別公共施設整備資金積立基金条例を定めることについて、

川越市立診療所の使用料のうち寝具使用料の一部を改正したものです。

川越市立立学校設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市立立学校及び市立立戸小学校の新設、並びに市立山田中学校の新築に伴い本条例の一部を改正したものです。

川越市児童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市特別公共施設整備資金積立基金条例を定めることについて、

川越市立診療所の使用料のうち寝具使用料の一部を改正したものです。

川越市立立学校設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市立立学校及び市立立戸小学校の新設、並びに市立山田中学校の新築に伴い本条例の一部を改正したものです。

川越市児童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市特別公共施設整備資金積立基金条例を定めることについて、

川越市立診療所の使用料のうち寝具使用料の一部を改正したものです。

川越市立立学校設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市立立学校及び市立立戸小学校の新設、並びに市立山田中学校の新築に伴い本条例の一部を改正したものです。

川越市児童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて、

市議会だより



川越市特別公共施設整備資金積立基金条例を定めることについて、

川越市立診療所の使用料のうち寝具使用料の一部を改正したものです。

川越市立立学校設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、

川越市立立学校及び市立立戸小学校の新設、並びに市立山田中学校の新築に伴い本条例の一部を改正したものです。

川越市児童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて、

第一回急施

臨時会から

市議会第一回急施臨時会は、

二月九日午後一時に市役所に招集されました(会期一日間)。

招集にあつたの件名は、昨年十一月十八日の火災により木造二階建校舎部分などを焼失した市立泉小学校の増改築工事請負契約についてで今回鉄筋コンクリート造四階建(延面積一七三・三〇平方米)を増築するものです。

一、契約の目的
川越市立泉小学校 増改築工事

二、契約の方法
指名競争入札

三、契約の金額
金六千八百万円

四、契約の相手方
川越市大字小ヶ谷 株式会社内田産業

五、工期
本契約締結の日から二百日

川越市立泉小学校増改築工事請負契約について

一、契約の目的
川越市立泉小学校 増改築工事

二、契約の方法
指名競争入札

三、契約の金額
金六千八百万円

四、契約の相手方
川越市大字小ヶ谷 株式会社内田産業

五、工期
本契約締結の日から二百日

大塚児童保育室の新設に伴い本条例の一部を改正したものです。

埼玉県川越商業高等学校生徒授業料徴収に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、

高等学校教育の実情を考慮し、授業料は本市に住所を有するもの、現在の年額「一万四千四百円」を「一万八千四百円」に、その他の者「一万四千四百円」を「一万七千六百円」に改めたものです。

川越市立立高専学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を定めることについて、

市立立高専学校の学校医等の公務災害補償を、埼玉県の公立学校の学校医等の公務災害補償制度に準じたものとするため必要な事項を定めたものです。

川越市立立高専学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を定めることについて、

市立立高専学校の学校医等の公務災害補償を、埼玉県の公立学校の学校医等の公務災害補償制度に準じたものとするため必要な事項を定めたものです。

川越市立立高専学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を定めることについて、

市立立高専学校の学校医等の公務災害補償を、埼玉県の公立学校の学校医等の公務災害補償制度に準じたものとするため必要な事項を定めたものです。

川越市立立高専学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を定めることについて、

市立立高専学校の学校医等の公務災害補償を、埼玉県の公立学校の学校医等の公務災害補償制度に準じたものとするため必要な事項を定めたものです。

川越市立立高専学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を定めることについて、

市立立高専学校の学校医等の公務災害補償を、埼玉県の公立学校の学校医等の公務災害補償制度に準じたものとするため必要な事項を定めたものです。

新年度予算

一般会計は百五十八億三千万円

公害防止を含む市民生活環境の整備、教育施設の拡充、社会福祉の充実、農業及び中小企業の振興等現を重点施策にした新年度予算の内容は、次のとおりです。

昭和五十一年度川越市一般会計 百三十一万一千七百九十九円、特別土地保有税七千二百四十四万四千四百円、都市計画税四億三千五百二十九万九千九百九十九円、地方譲与税として自動車重量税一億八百七十七万四千四百円、道路譲与税一億八百七十七万四千四百円、娯楽施設利用税交付金八千九百七十九万九千九百九十九円、自動車取得税交付金一億八千三百三十九万九千九百九十九円、地方交付税十九億九千九百九十九円、交通安全対策特別交付金三千五百五十九万九千九百九十九円、分担金及び負担金として民生費負担金八千九百九十九万九千九百九十九円、市たばこ消費税三億二千八百五十四万四千四百円、電気税一億五千九百九十九万九千九百九十九円、



完備されるし尿処理場

「市税」として個人分二十八億六千二百七十二万九千九百九十九円、法人分七億八千九百七十九万九千九百九十九円、固定資産税二千八百九十六万九千九百九十九円、国有資産等所在市町村交付金及び納付金七千五百七十七万九千九百九十九円、軽自動車税四千四百一十一万九千九百九十九円、市たばこ消費税三億二千八百五十四万四千四百円、電気税一億五千九百九十九万九千九百九十九円、

日量三百トン処理のゴミ焼却場建設費など計上

また歳出の主なるものは「総務費」として事務機借上料等の使用料及び賃借料四千九百七十五万九千九百九十九円、光熱水費等の需用費六千四百九十九万九千九百九十九円、貸付金(川越市土地開発公社)一億、積立金(公共施設整備基金)一億三千九百九十九万九千九百九十九円、民生費として社会福祉協議会等への補助金一千九百九十九万九千九百九十九円、武蔵野取得費年賦金七千七百三十三万九千九百九十九円、第二給食センター建物施設購入年賦金一億九千九百九十九万九千九百九十九円、公債費として元金の償還金及び割引料二億九千九百九十九万九千九百九十九円、排水管理費等の工事請負費七千三百四十五万九千九百九十九円、処理場築造等の工事請負費六億二千五百一十一万九千九百九十九円、公債費の償還金及び割引料一億八千九百九十九万九千九百九十九円、



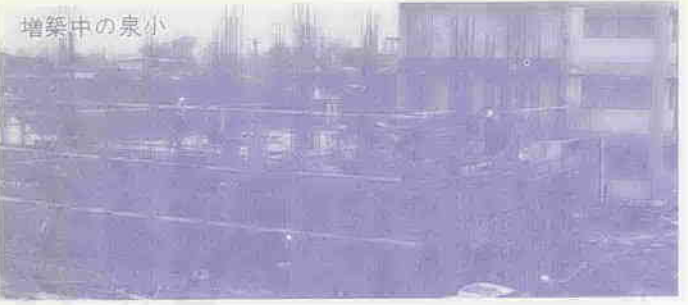
精神薄弱者授産施設

扶助等の扶助費六億四千三百二十五万九千九百九十九円、衛生費として伝染病関係業務委託料一千二百二十万八千九百九十九円、火葬場建設工事請負費(継続二年次分六千七百三十三万九千九百九十九円)、七億二千九百九十九万九千九百九十九円、(二ヶ年継続初年度分)七億二千九百九十九万九千九百九十九円、(二ヶ年継続初年度分)一億四百七十七万九千九百九十九円、下水道事業特別会計への繰入金六千九百九十九万九千九百九十九円、下水道事業特別会計への繰入金六億六千八百九十九万九千九百九十九円、農林水産業費として病害虫防除事業等への補助金一千九百九十九万九千九百九十九円、農道整備工事等の工事請負費五千四百九十九万九千九百九十九円、揚水施設等への負担金補助及び交付金一千九百九十九万九千九百九十九円、市街化区域緑地交付金五千九百九十九万九千九百九十九円、商工費として中小企業関係融資利子助成等の負担金補助及び交付金二千五百二十二万九千九百九十九円、預託金二億三千九百九十九万九千九百九十九円、川越まつり協賛会等への負担金補助及び交付金二千五百五十七万九千九百九十九円、土木費として学童通学路整備等の工事請負費五千九百九十九万九千九百九十九円、踏切改良工事等への負担金補助及び交付金二千六百七十八万九千九百九十九円、防じん処理新設及び修繕等の工事請負費一千四百五十九万九千九百九十九円、道路新設改良舗装等の工事請負費三億七千九百九十九万九千九百九十九円、橋りょう新設改良工事請負費二千二百二十万九千九百九十九円、排水路修繕等の工事請負費八千九百九十九万九千九百九十九円、精進場橋架替

- ▼ 第一日(三月二日) 会期を二十五日間と決定。諸報告の後継続審査となっていた「住宅建築資金貸付制度に関する請願」並びに「昭和四十九年度会計決算認定について」各委員長報告があり審議の結果、請願を採択し決算を認定。続いて「昭和五十一年度川越市一般会計予算」ほか五十四議案の提案理由の説明
- ▼ 第二日(三月三日) 本会議休会。議案研究のため
- ▼ 第三日(三月四日) 提出案に対する質疑を実施
- ▼ 第四日(三月五日) 提出案に対する質疑を実施
- ▼ 第五日(三月六日) 第六日(三月七日) 本会議休会
- ▼ 第七日(三月八日) 提出案に対する質疑を実施
- ▼ 第八日(三月九日) 提出案に対する質疑を実施
- ▼ 第九日(三月十日) 提出案に対する質疑を実施
- ▼ 第十日(三月十一日) 一般質問を実施
- ▼ 第十一日(三月十二日) 一般質問を実施
- ▼ 第十二日(三月十三日) 本会議休会
- ▼ 第十三日(三月十四日) 本会議休会
- ▼ 第十四日(三月十五日) 一般質問を実施
- ▼ 第十五日(三月十六日) 本会議休会

議のあらまし

程に入らず散会。



増築中の泉小

工事等への負担金補助及び交付金五千三百三十八万六千九百九十九円、街路事業に伴う公有財産購入費六千二百五十万九千九百九十九円、川越駅西口土地区画整理事業特別会計への繰入金七千六百六十六万九千九百九十九円、荒川右岸流域下水路等への負担金補助及び交付金一億二千四百二十五万九千九百九十九円、江川流域下水路建設事業及び都市下水路事業特別会計への繰入金九千九百九十九万九千九百九十九円、新宿市営住宅改修工事等の工事請負費三千七百九十九万九千九百九十九円、公営住宅建設工事(継続事業第二年度次分)九千六百八十四万六千九百九十九円、「教育費」として入間地区教育委員会連絡協議会等への負担金九千九百九十九万九千九百九十九円、小学校費の校舎附属施設等整備工事請負費四千九百九十九万九千九百九十九円、校用備品等の備品購入

特別会計の総額は百十二億四千九百五十万円余

昭和五十一年度川越市公益質屋事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ八百三十九万九千九百九十九円と定めたものです。

昭和五十一年度川越市国民健康保険事業特別会計予算は、事業勘定において歳入歳出それぞれ二億二千二百六十九万九千九百九十九円と定めたもので、歳入の主なるものは「国民健康保険税」八億三千三百三十一万九千九百九十九円、「国庫支出金」の事務負担金六千九百九十九万九千九百九十九円、療養給付費負担金十億九百八十二万九千九百九十九円、臨時財政調整交付金六千六百四十二万九千九百九十九円、また歳出の主なるものは「療養給付費」の負担金十七億五千四百七十七万九千九百九十九円、療養費負担金九千九百九十九万九千九百九十九円、高額療養費負担金十四億七千九百九十九万九千九百九十九円、また施設勘定においては歳入歳出それぞれ一億八千九百九十九万九千九百九十九円と定めたもので、歳

入費四千七百八十万九千九百九十九円、泉小・仙波小・福原小・芳野小などの工事請負費三億九千九百九十九万九千九百九十九円、高階西小学校等公有財産購入費四億七千六百三十七万九千九百九十九円、大東西小学校等の防音校舎建設工事請負費二億四千六百三十三万七千九百九十九円、中学校費として校舎附属施設等整備工事請負費二千七百五十万九千九百九十九円、校用備品等備品購入費二千六百万九千九百九十九円、高等学校費として附属施設整備工事請負費一千五百七十七万九千九百九十九円、社会教育費として公民館建設工事請負

入の主なるものは「分担金及び負担金の受益者負担金二千九百九十九万九千九百九十九円、使用料及び手数料」の下水道使用料二億五千九百九十九万九千九百九十九円、「国庫支出金」の公共下水道築造事業費補助二億六千八百八十八万九千九百九十九円、「市債」の下水道事業債二億三千六百六十六万九千九百九十九円、また歳出の主なるものは「下水道総務費」の汚泥処理業務等委託料八千九百九十九万九千九百九十九円、排水管理費等の工事請負費七千三百四十五万九千九百九十九円、処理場築造等の工事請負費六億二千五百一十一万九千九百九十九円、公債費の償還金及び割引料一億八千九百九十九万九千九百九十九円、



完成間近い川越駅西口前

昭和五十一年度川越市水洗面所改造資金貸付事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ一億二千七百九十九万九千九百九十九円と定めたものです。

昭和五十一年度川越市江川流域下水路建設事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ二億二千五百七十九万九千九百九十九円と定めたもので、歳入の主なるものは「負担金」の下水道建設負担金四千七百三十九万九千九百九十九円、「国庫支出金」の江川流域下水路建設事業補助金五千九百九十九万九千九百九十九円、歳出として「下水道建設費」の東上線横断ガード拡幅改良工事委託料一億四千六百九十九万九千九百九十九円と定めたものです。

昭和五十一年度川越市都市下水路事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ四千八百八十二万九千九百九十九円と定めたものです。

昭和五十一年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計予算は、

- ▼ 第十六日(三月十七日) 一般質問を実施
- ▼ 第十七日(三月十八日) 一般質問を実施。続いて交通対策特別委員会、医療問題特別委員会を設置し本市の交通及び医療問題について、その審査を付託
- ▼ 第十八日(三月十九日) 本会議休会。付託案審査のため総務、文教、厚生、建設の各常任委員会開催
- ▼ 第十九日(三月二十日) 第二十日(三月二十一日) 本会議休会
- ▼ 第二十一日(三月二十二日) 本会議休会。付託案審査のため四常任委員会開催
- ▼ 第二十二日(三月二十三日) 本会議休会。付託案審査のため文教、厚生常任委員会開催
- ▼ 第二十四日(三月二十五日) 本会議休会。委員長報告調整
- ▼ 第二十五日(三月二十六日) 請願並びに議案審査の経過と結果について各委員長報告があり審議の後、請願四件を採択、一件を継続審査、議案五十三件を可決し二件を継続審査と決定。続いて追加議案三件、同意一件を認め、議員提出による決議三件を可決し、会期を一日間延長する
- ▼ 最終日(三月二十七日) 前日に引続き意見書一件、決議二件を可決し閉会する

本市の交通・医療問題を審査 交通対策特別委員会 医療問題特別委員会 を設置

本定例会第十七日(三月十八日)に議員より

▽ 交通諸問題の総合的対策について(地下鉄二三号線の早期実現・川越線の複線電化の促進・バス路線の確保と充実・駅整備問題・駐車場問題・幹線道路の整備)及び

▽ 地域医療問題の総合的対策について(市立総合病院・病院誘致・休日・夜間救急診療・歯科診療対策・市民の健康管理)を

審査されたいとの動議が提案されましたので審議の結果、「交通対策特別委員会」及び「医療問題特別委員会」を設置しその審査を付託いたしました。第二十二日(三月二十四日)に両特別委員会を開催した結果、なお慎重に審査する必要があるため、「継続審査」とすることに決定いたしました。

なお特別委員会委員の構成はつぎのとおりです。

○ 交通対策特別委員会		○ 医療問題特別委員会	
委員長 後閑 芳雄	委員 戸田 正雄	委員長 新山 昌司	委員 水口 和夫
副委員長 高橋 初男	委員 水口 和夫	副委員長 矢部 正左衛門	委員 安田 謹之助
委員 小川 芳雄	委員 須永 富男	委員 須永 富男	委員 小田 甚蔵
委員 村田 昭寿	委員 水口 和夫	委員 小田 甚蔵	委員 田沼 照雄
委員 細野 浩平	委員 天沼 照雄	委員 増田 利夫	委員 木村 豊太郎
委員 岡島 和夫	委員 中里 甲子寿	委員 中里 甲子寿	委員 田島 嘉平
委員 山村 健仁	委員 高橋 正平	委員 高橋 正平	委員 伊藤 義郎
委員 山田 権治	委員 伊藤 義郎	委員 伊藤 義郎	委員 原田 靖夫
委員 中野 清	委員 岩崎 靖夫	委員 岩崎 靖夫	委員 佐藤 仲治郎
委員 中村 孝治	委員 大泉 清	委員 大泉 清	委員 関仁田 春二
委員 忍田 宗和	委員 関仁田 春二	委員 関仁田 春二	委員 石川 新平
委員 水村 高次	委員 荒井 習一	委員 荒井 習一	



川越市立診療所待ち合い室

昭和五十年年度 一般・特別会計補正予算

▽ 昭和五十年年度川越市一般会計補正予算(第六号)は、

歳入歳出それぞれ十二億六千九百八十八万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百五十六億一千七百六十七万三千円としたものである。

歳入の主なるものは、「市税」のうち法人税の現年度分二千八百八十六万四千四百五十八万円、滞納繰越分二千二百一十二万円、「地方交付税」の特別交付税五千五百万円、「国庫支出金」のうち小学校費補助金二千九百五十二万七千円、「県支出金」のうち農業費補助金五百八十六万五千円、「財産収入」のうち土地売却収入一億二千九百七十一万六千円、「寄附金」のうち総務管理費寄附金三千八百万円、「繰越金」として前年度繰越金二億二千七百八十一万二千円、「諸収入」のうち保管運用利子四千五百万円、市土地開発公社貸付金収入七千五百円、「市債」



取得された小学校用地

のうち道路橋りょう債一千二百三十三万円、都市計画債二千三百二十万円、住宅債三千八百九十万円、小学校債三千六百八十四万円、中学校債一千三百八十八万円、社会教育債二千四百万円、減収補償債三千九百九十九万円などです。

また歳入の主なるものは、「総務費」のうち特別公共施設整備基金積立基金積立金一億二千九百七十一万六千円、公共施設整備基金積立金三千八百万円、「土木費」として道路新設改良費の用地購入費四千六百七十五万七千円、荒川右岸流域下水道建設費等負担金一千五百八十九万二千円、公営住宅用地購入費四千九百八十八万三千円、水源費負担金一千三百九十九万一千円、「教育費」として霞ヶ関東小学校用地購入費四億四千七百二十八

の請願を採択され逐次具体化されていると聞き及んでおります。幸い私達は市営の霞ヶ関第一処理場(角栄団地内)及び第三処理場(住友団地)に近く両処理場とも周辺住民の下水処理も可能な手筈であると聞き及ぶので、私達の窮状をお吸み取り下さり、

一、一日も早く公共下水道を敷設して下さい。

二、雨水排水の側の側溝を整備して下さい。

三、の主旨により川越市大字の場二(三六四一六、みどり会々々大規模)敬吉氏ほか一六四二名より提出されたものです。

請願四件を採択 一件は継続審査

本定例会に提出された請願はそれぞれ関係常任委員会に付託され審査されましたが、その請願の概要は次のとおりです。なお、休日・夜間救急診療に関する請願は、医療問題特別委員会に付託されましたが、継続審査になりました。

▼ 農地の固定資産税に関する請願について(採択)は

最近の経済社会情勢のもとで食糧の安定供給を確保するため、国内の農業生産体制を強化、拡充することは、国の基本的な政策であり、かつ国土の有効利用の観点から、極めて重要な課題である。このため、農地の固定資産税については、土地を絶対的生産手段とする農業の特性ならびに低収益性にもとづき、現に農業の用に供されている農地については、農地評価による農地課税を行うことを基本として、農業経営の継続を確保するとともに、左記による税制改善の措置を講ずるため、地方自治法第

九十九条第二項により、関係行政庁に意見書を提出くださるべく、強く要望する。

一、農地に対する固定資産税額は、現行の「農地調整固定資産税額」の範囲とする特別措置を堅持継続すること。

二、地方税法を再改正して、三大都市圏の市街化区域内のA、B農地の宅地なみ課税を撤廃し、その他の市街化区域内農地についても課税強化の措置をとらな



混雑する交差点

の主旨により川越市大字今泉二(二)番地、新井茂司氏ほか四七〇名より提出されたものです。

▼ 旭町三丁目地内に公共下水道建設工事促進方請願について(採択)は、

当町内の下水道の未設置地域もかなり残されており、これらにつきましても諸般の事情によるものであると推察している次第です。私達も当地に居住して古くから十年以上も住んでいる方も居り、家によっては吸い込みも三回位は掘返している現況であります。また掘返す空地があればよいの



望まれる下水道施設

私達は市の西方に当る東上線霞ヶ関駅北側に居住していますが、この十年間角栄などの団地造成や駅近辺だということに住宅が急に建ち並び、人口も昭和四十年当時旧来から居住している人を除いて七十戸だった地域が、今日では市街化区域の線引きもあって、みどり会六六百戸、周辺地区九百戸を含めて二十倍以上の居住世帯になり、これまで自治会、隣組を通じて市長をはじめ関係の方々には私達の生活環境改善、なかんずく下水道敷設の陳情を再三再四お願いして参りました。私達の隣接には角栄団地、東急団地、住友団地などあり、広々とした道路や側溝、完備された下水道、公園などを見るにつけても、団地の格差に同じ市民として多少のわだかまりを感じます。生活排水は私達に共通する頭痛の種です。これまで空地や道路に捨てたりして急場をしのぎ、吸い込みの掃除や溜槽の設置など自分達で

置及び雨水排水溝整備方請願について(採択)は、

休日・夜間救急診療の請願は 医療問題特別委員会に付託

請願について(継続審査)は、

人口急増地区である当地区の今住民の悩みのたねは、医療機関が不足していることで、特に休日・夜間救急時に病人が出た場合、その処置に苦労した経験のある住民が沢山います。過日自治会でアンケートを取ったところ、四人に一人が断られたという経験をもっています。自治会主催で医療問題懇談会を開いたところ、沢山の住民が集まって、こもこも自分の経験が話合われ、一日も早く休日夜間救急時の医療機関の整備が強く望まれました。隣接する自治会でも同じような考え方で医療機関と相談している模様です。そこで自治会としては、このような住民の切実な要望を背景にして地区内

の請願を採択され逐次具体化されていると聞き及んでおります。幸い私達は市営の霞ヶ関第一処理場(角栄団地内)及び第三処理場(住友団地)に近く両処理場とも周辺住民の下水処理も可能な手筈であると聞き及ぶので、私達の窮状をお吸み取り下さり、

一、一日も早く公共下水道を敷設して下さい。

二、雨水排水の側の側溝を整備して下さい。

三、の主旨により川越市大字の場二(三六四一六、みどり会々々大規模)敬吉氏ほか一六四二名より提出されたものです。

決議・意見書7件を可決

川越線の複線電化の早期実現を 要求する決議など

は急激に増加しその重要性、利用度は益々高まってきた。しかしながら、開通後三十五年経過しているにも拘らず依然として単線のままであり、そのために待時間も長く、大宮―高麗川間の運転時間は六十二分の所要時間を要するを得ない現状に在る。そのために利用者への不便は図り知れず、また沿線開発の大きな障害要因となつてゐる。首都五十キロ圏内の通勤輸送力増強路線としての機能を備え、地域開発をより促進し市民、利用者により親しまれる輸送機関とするため、本市議会は川越線複線電化の早期実現を関係機関に強く要求する。との主旨により川越市議会名をもち、運輸大臣、国鉄総裁、東京第三工務局長、東京北管理局長あて提出されるよう、提出者安田謙之助議員、賛成者伊藤宗一議員ほか七名より提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。

▽ 国鉄運賃及び電賃料金を値上げに反対する決議は、政府ならびに国鉄、電々公社はそれぞれ運賃、料金の大幅な引き上げを実施しようとしている。国鉄に於ては旅客、貨物平均五・一五%の値上げであり、しかも二年連続して行つたものであり、電々公社は電報電話料金とも二倍近い値上げ案であり、このことはインフレ・不況に喘ぐ国民生活を直撃するばかりでなく、諸物価上昇の引金となることは必至である。公共料金的大幅値上げが市民生活に与える重大な影響を考え、本市議会は市民生活を守る立場から国鉄

運賃、電賃料金を値上げに強く反対する。との主旨により川越市議会名をもち、内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、郵政大臣、国鉄総裁、電々公社総裁あて提出されるよう、提出者伊藤宗一議員、賛成者宇津木克雄議員ほか七名により提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。

▽ ロッキード事件徹底究明を求める決議は、ロッキード献金事件は、日本の民主政治の死活にかかわる重大問題である。政府、国会、検察当局は国民の疑惑をなくすため、児玉誉士夫を含む証人喚問の続行、米議会・米政府の全面的協力を得る等、あらゆる手段を使つて徹底的に真相を究明すべきである。川越市議会は、二十万市民の総意を代表して右決議する。との主旨により川越市議会名をもち、内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長あて提出されるよう、提出者中野清議員、賛成者伊藤宗一議員ほか七名により提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。

より川越市議会名をもち、文部大臣、埼玉県知事、埼玉県教育委員会委員長あて提出されるよう、提出者(宮元)水口和夫議員、賛成者伊藤宗一議員ほか七名より提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。

▽ 昭和五十一年度国家予算審議促進に関する決議は、五十一年度国家予算については、国民、地方自治体ともに国会に於ける審議内容、その結果について重大な関心をもちている。よつて政府、国会は当面するロッキード問題について国民が納得しうるような解決を急ぎ、五十一年度予算の審議促進を図るべきである。との主旨により川越市議会名をもち、内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣、衆議院議長、参議院議長あて提出されるよう、提出者中野清議員、賛成者伊藤宗一議員ほか七名により提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。

市街化区域内農地の宅地並み課税 撤廃に関する意見書など

去る市議会第六回定例会において、決議特別委員会に継続審査の付託を受けておりました。昭和四十九年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について、昭和四十九年度川越市水洗面所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和四十九年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和四十九年度川越市江川流域下水路建設事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和四十九年度川越市真土川下水路建設事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和四十九年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和五十一年度川越市一般会計補正予算(第七号)は、繰越明許費補正で教育費の社会教育費等供用施設建設事業七千二百一十一万三千円を補正したものです。

本市議会第二十五日(三月二十六日)に決議三件、翌二十六日(三月二十七日)に決議二件、意見書一件が提案されました。川越線の複線電化の早期実現を要求する決議は、川越線は昭和十五年開通以来、県北東西を結ぶ唯一の国鉄線として県民の貴重な輸送機関として広く利用されてきた。沿線人口

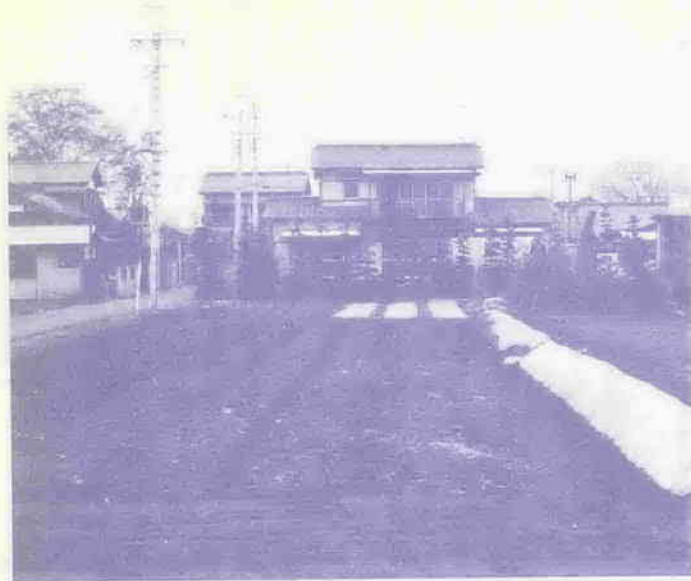
より川越市議会名をもち、埼玉県知事あて提出されるよう、提出者宇津木克雄議員、賛成者伊藤宗一議員ほか七名より提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。

▽ 市街化区域内の農地の宅地並み課税撤廃に関する意見書は、現在、市街化区域内農地の宅地並み課税は、三大都市圏(首都、近畿、中部)のA・B農地に限定して実施されているが、来年度以降C農地及び三大都市圏に限定せず、全国の市街化区域内農地に対する全面的実施が検討されている。さらに来年度は、土地の評価替えの年にあたり、農地の固定資産税の引き上げも予想されている。従来、宅地に比べて農地に対する課税が低く定められていたのは土地

面積当りの収益が、工業等と比べて著しく低いという実情を配慮したものである。かかる実情にあるにもかかわらず、宅地並み課税を拡大することは、一般農地の固定資産税の引き上げとあいまって、農家に深刻な打撃を与え、なかでも大都市圏内では、課税額が農業収入をうまわり、都市近郊農業の崩壊につながり、あまつさえ、食糧自給率が極度に低下し、食料生産の増大が急務となっている日本農業に暗いかけをさすものである。よつて政府は、すでに実施されている市街化区域内農地の宅地並み課税を撤廃するとともに、来年度以降の全面的実施をとりやめよう強く要望する。との主旨により川越市議会名をもち、内閣総理大臣、農林大臣、自治大臣、大蔵大臣あて提出されるよう、提出者戸田正雄議員、賛成者伊藤宗一議員ほか七名より提案され、採決の結果、原案どおり「可決」しました。

備、排水などの事業を、組合員の賦課金をもとに行われております。しかし、二十年ぐらゐの間は、川越市の都市化が著しく、土地改良区内は住宅地化のみならず、産業界関係のさまざまな施設、工場、更に公共施設が設けられるにいたりました。こういう現状のなかで川越市、土地改良区、さらに土地改良区内の組合員、および住民から不満がたかまっています。即ち川越市は河川氾らんにならない住民の不安があるにもかかわらず、改良区に管理権があるので、河川の護岸整備ができない。組合員は用水がないので土地改良区から除外区へと、十年も申出ても実現しない。また水田が雑排水で汚染されても「改良区には何の対策もない」また土地改良区は「市が協

農地を求め課税撤廃を並み宅地



力しないとか、市の助成金が少ない、新住民は施設占用料が非常に高いなどといっています。更に土地改良施設占用料は土地改良区によって大変な格差がある。一例をあげれば、宅地の排水費の徴収も、荒川右岸排水土地改良区では取らないが、入間第二用水土地改良区は、一平米当り八千円、一万二千円も徴収しています。土地改良法第一条の二項に示されているとおり、土地改良事業の施行とともに国民経済に適合させていく事が当面の急務であります。従つて県は、土地改良事業以外の目的での土地利用、改良区の施設利用するときの具体的な指導方針を策定し、強力な指導によって関係団体の合理的な運営と住民の不安を解消するよう要望する。との主旨に

追加議案

南公民館増築
建物の取得など
三件

本定例会第二十五日(三月二十六日)に、つぎの議案が追加提出され審議の結果、原案どおり可決されました。

▽ 川越市霞ヶ関地区学習等供用施設新築工事請負契約の変更に ついては、
国庫補助事業の繰延べに伴つて

昭和三十九年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について、昭和三十九年度川越市水洗面所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和三十九年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和五十一年度川越市一般会計補正予算(第七号)は、繰越明許費補正で教育費の社会教育費等供用施設建設事業七千二百一十一万三千円を補正したものです。

昭和三十九年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について、昭和三十九年度川越市水洗面所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和三十九年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和五十一年度川越市一般会計補正予算(第七号)は、繰越明許費補正で教育費の社会教育費等供用施設建設事業七千二百一十一万三千円を補正したものです。

昭和三十九年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について、昭和三十九年度川越市水洗面所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和三十九年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和五十一年度川越市一般会計補正予算(第七号)は、繰越明許費補正で教育費の社会教育費等供用施設建設事業七千二百一十一万三千円を補正したものです。

昭和三十九年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について、昭和三十九年度川越市水洗面所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和三十九年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、昭和五十一年度川越市一般会計補正予算(第七号)は、繰越明許費補正で教育費の社会教育費等供用施設建設事業七千二百一十一万三千円を補正したものです。

一般質問

市議会第二回定例会には、つぎの議員によりそれぞれ一般質問がおこなわれました。

※ ※ ※

田 島 嘉 平 議員

一、公務員の姿勢について

矢部 正左衛門 議員

一、老令年金について

原 田 清 議員

一、学校給食について

小 川 芳 雄 議員

一、高校誘致(公私立)について

二、霞ヶ関地区下水道計画について

佐 藤 仲治郎 議員

一、環境衛生について

二、教育行政について

高 橋 正 平 議員

一、土地改良区について

二、教育行政について

後 閑 芳 雄 議員

一、伊佐沼周辺の開発と漁業権について

島 村 権 治 議員

一、区画整理事業のあり方について

安 田 謹之助 議員

一、埼玉医大附属病院建設計画について

二、月越小体育館について

三、新河岸川整備計画について

間 仁 田 春 二 議員

一、武蔵野小、大塚小学区内に中学校建設について

二、通学区域の編成対策委員会設置について

新 山 昌 司 議員

一、公立病院建設問題について

村 田 昭 寿 議員

一、行政の改革について

二、振動公害について

三、中学校の新築計画について

忍 田 宗 和 議員

一、理想的な庁舎内食堂の在り方について

中 村 孝 治 議員

一、環境整備事業(ゴミ焼却場建設等)に関する諸問題について

二、ゴミ焼却場の余熱利用施設に関する諸問題について

大 泉 清 議員

一、中小業者の救済について

二、保育対策について

山 村 健 仁 議員

一、公園住宅建設に伴う諸問題について

二、学校教育について

木 村 豊太郎 議員

一、廃棄物について

二、川越市道路線の認定について

は、大塚小学校新設に伴い大字南大塚地区内の道路を市道として認定したものです。

△ 川越市道路線の廃止について

は、上戸小学校新設に伴い大字上戸地区内の市道を廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、公共用地買収に伴い大字牛子地区内の市道を廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、川越市道路線の廃止について

は、住宅団地造成に伴い大字木野目などの市道を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字鯉井地区内の道路を市道として認定したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、道路新設に伴い中原町二丁目地区内の道路を市道として認定したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字木野目などの市道を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字鯉井地区内の道路を市道として認定したものです。

△ 川越市道路線の廃止について

は、川越地区工業団地造成に伴い大字鹿飼などの道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、存置の必要がなくなったので大字小堤地区内の市道を廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

△ 川越市道路線の認定について

は、住宅団地造成に伴い大字的場地区内の道路を認定、廃止したものです。

固定資産評価 委員会を同意

△ 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、
地方税法第四百二十三条第三項の規定により、つぎの者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいと提案がありましたので審議の結果、同意したものです。
川越市松江町二丁目九番地四
小 島 金 三
明治四十二年一月二十七日生

市議会 日 誌

1月12日	飯能市議一行来庁
13日	消防組合議会
19日	決算特別委員会
20日	総務常任委員会
22日	決算特別委員会
23日	"
27日	"
29日	"
2月3日	"
5日	議会運営委員会
6日	"
9日	急施臨時会
10日	高速自動車道通過市議会協議会第三回理事會
12日	決算特別委員会
18日	"
23日	弘前市議一行来庁
24日	決算特別委員会
3月1日	議会運営委員会

道路線の認定など

医療施設等建設に伴う道路の認定・廃止は継続審査

- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字鯉井地区内の道路を市道として認定したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字木野目などの市道を認定、廃止したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字鯉井地区内の道路を市道として認定したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字木野目などの市道を認定、廃止したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字鯉井地区内の道路を市道として認定したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字木野目などの市道を認定、廃止したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字鯉井地区内の道路を市道として認定したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字木野目などの市道を認定、廃止したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字鯉井地区内の道路を市道として認定したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字木野目などの市道を認定、廃止したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字鯉井地区内の道路を市道として認定したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字木野目などの市道を認定、廃止したものです。
- △ 川越市道路線の認定について
- は、住宅団地造成に伴い大字鯉井地区内の道路を市道として認定したものです。

継続審査の 請願を採択

去る十二月の第六回定例会において、総務常任委員会に再度継続審査の付託を受けておりました住宅建築資金貸付制度に関する請願については、
閉会中慎重審査が行なわれた結果「採択」することに決定いたしました。

3月1日

" 24日 議会運営委員会